

環境技研通信



株式会社 環境技研 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1 Ⅱ 027-372-5111 営業部発行

第 16 巻第 1 号 (通巻 67 号)

新年号 2014 年 1 月 1 日

パブリックコメント：前橋市土砂等による埋め立て等の規制に関する条例

近年、土砂等による埋立て等に関して土壌の汚染や災害の発生などが懸念されています。昨年施行となった群馬県条例、高崎市条例に続き、前橋市でも「前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例(仮称)」が制定されることとなりました。また、それに先立ち平成 25 年 12 月 2 日より平成 25 年 12 月 27 日までの間、パブリックコメントが実施されました。

【条例案の主な内容】

- ① 用語の定義
ア. 土砂等…土砂及び土砂に混入し、又は付着した物(廃棄物を除く)をいう。
イ. 埋立て等…土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積(原材料の堆積を除く)をいう。
ウ. 特定事業…土砂等による埋立て等を行う事業で、面積が 1,000m² 以上のものをいう。
- ② 市・埋立て等を行う者・土砂等を排出する者等の責務の明確化
- ③ 土壌の汚染・崩落等の防止
- ④ 特定事業の許可
- ⑤ 特定事業の許可を受けた者の業務等
- ⑥ 行政処分・罰則



なお、群馬県条例では許可が必要となる埋立て等の面積を 3,000m² としているのに対し、前橋市では 1,000 m² としているなど、規制を強化することによって、安全で安心な市民生活の確保を目的としています。

食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件が平成 25 年 12 月 4 日に公布となりました。これにより、栄養強化の目的が考えられる添加物の範囲において、ミネラル類に「酢酸カルシウム」が追加となり、32 品目から 33 品目となりました。

なお、酢酸カルシウムは食品の pH 調整や保存料として使用されています。



『水銀に関する水俣条約』の関連情報

水銀に関する水俣条約について、平成 25 年 1 月にジュネーブで開催された第 5 回政府間交渉委員会(INC5)において、条約条文案が合意され、その後の 10 月に熊本市及び水俣市で開催された外交会議において採択・署名が行われました。それにより、今後、日本は条約の批准に向けて、国内担保措置の検討が進められる予定となっています。まずは、国内における対象排出源からの水銀の大気中への排出実態を明らかにすることが必要とされています。また、これに伴い、経済産業省より関連団体に対して実態調査の協力依頼がありました。

【実態調査協力依頼の内容】

【目的】

水銀に関する水俣条約の国内担保及び UNEP (国連環境計画) 技術的専門家会合の検討に資するため、水銀の大気中への排出実態を把握する。

【留意事項】

水銀の大気中への排出濃度の測定については、国際的に統一された方法は存在しないが、UNEP 技術的専門家会合の検討に資するため、可能な限り国際的に認められた方法で測定する。なお、既に水銀の大気中への排出濃度測定を行っている等、水銀の大気中への排出実態を把握されている場合には、既存測定データ等を活用して差し支えない。

【石炭火力発電所における水銀測定について】

○排ガス中水銀濃度

ガス状：JIS K 0222(湿式吸収-還元気化原子吸光分析法)に準拠

粒子状：JIS Z 8808(排ガス中のダスト濃度の測定方法)にてダストを採取後、加熱気化原子吸光分析法により水銀を分析(※粒子状水銀に関する分析方法は現状 JIS 化されていない)

○石炭中水銀濃度

JIS M 8821(石炭類-全水銀の定量方法)に準拠

JIS 法には、①ポンプ燃焼-還元気化原子吸光方法、②高温燃焼-過マンガン酸カリウム吸収-還元気化原子吸光方法、③加熱気化-金アマルガム捕集-加熱気化原子吸光方法の 3 つの方法が記載されているが、自動計測機器があり精度も高いことから、主に③により分析。

なお、測定結果の提出時期は本年 1 月 31 日となっています。



水質汚濁防止法の一部改正について

平成 24 年 6 月 1 日に改正水質汚濁防止法が施行されてから一年半が経過し、既存施設の構造等の基準適用(改正水濁法第 12 条の 4 関係)まで残り一年半となりました。ここで再度注意事項を記載しますので、ご参考にして頂ければ幸いです(平成 27 年 5 月 31 日まで猶予)。

【改正水濁法の概要】

有害物質による地下水汚染の未然防止のため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存を義務付ける規定等が新設されました(規制対象施設は下記の 2 種類)。

【有害物質使用特定施設】

「特定施設」であって、有害物質を製造、使用又は処理するものをいいます。

(注①) 特定施設である排水処理施設(し尿処理施設、下水道終末処理施設、共同排水処理施設)で有害物質を微量に含む水を処理する場合でも、当該有害物質の処理を目的としない場合は、「有害物質使用特定施設」には該当しません。

(注②) 特定施設で有害物質を微量に含む液体を使用する場合であっても、当該有害物質を原料、触媒等として使用しない場合は、「有害物質使用特定施設」には該当しません。

【有害物質貯蔵指定施設】

有害物質を含む液体の貯蔵施設をいいます。

(注①) 「有害物質を含む」とは、法に定める検出下限値以上の濃度で含まれることです。

(注②) 不純物として非意図的に有害物質が含まれるものの貯蔵は、この「貯蔵」には該当しません。

(注③) ドラム缶や試薬ビン等、移動を前提とした容器は、「施設」には該当しません。

(注④) 生産工程や処理施設の中に一体として配置された有害物質の貯蔵を目的としない施設は該当しません。

(注⑤) 常温常圧で気化する液化ガスは、「有害物質を含む液体」には該当しません。

【基準が適用される施設の範囲】

① 有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の施設本体

② ①に関連する配管等

③ ①に関連する排水溝等

※配管等及び排水溝等は、有害物質を含む水が通る部分が対象となります。

※排水処理施設本体は、特定施設に該当する場合を除き対象となりません。

④ ①に関連する床面及び周囲

図面等により、構造基準等が適用される施設の範囲を明確に示しておくことが重要です。



騒音・振動測定に関して

日本の公害問題に関して、振動を含む騒音公害は各種公害に対する苦情件数の約 35% を占めており、公害問題の中でも最も多くなっています。内訳を見ると工場・事業場騒音が過半数近く占めているのが現状です。

騒音測定には、騒音規制法に基づいて規制基準との適合状況を調べるために行う工場・事業場・建設作業及び道路沿道での測定と、騒音に関する環境基準との適合状況などを調べるために行う環境騒音、新幹線鉄道騒音、航空機騒音の測定などがあります。また、その他として在来鉄道騒音、低周波音、さらには騒音対策を検討するための測定などがあります。

なお、特定施設を保有する工場・事業場は規制基準を遵守しなければならないため、工場・事業場から発せられる音の大きさ及び振動の大きさを数値で正確に把握する必要があります(群馬県規制基準値は下記参照)。

騒音規制基準(単位: d B)

時間区分	朝 6:00~	昼 8:00~	夕 18:00~	夜 21:00~
区域区分	8:00	18:00	21:00	6:00
第1種区域	40	45	40	40
第2種区域	50	55	50	45
第3種区域	60	65	60	50
第4種区域	65	70	65	55

振動規制基準(単位: d B)

時間区分	昼 8:00~19:00	夜 19:00~8:00
区域区分		
第1種区域	65	55
第2種区域	70	65

また、「群馬県廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に関する基準」の一部が改正され、平成 25 年 4 月 1 日付けで施行となりました。これにより廃棄物中間処理施設に関しては、1 年に 1 回以上の測定が義務づけられました(前橋市、高崎市は両市の維持管理基準が適用)。

現在、弊社では騒音苦情対策のご相談や廃棄物中間処理施設においてお問い合わせを頂いております。

お客様におかれましては、この機会にぜひ、騒音振動測定をご検討頂ければ幸いです。



騒音・振動測定状況

本 社 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

Tel 027-372-5111 Fax 027-372-5001

リサーチセンター 〒370-0321 群馬県太田市新田木崎町 379-5

Tel 0276-56-1277 Fax 0276-56-1266

URL <http://www.get-c.co.jp> E-mail 本社 info@get-c.co.jp リサーチセンター host@get-rc.jp

